

最高裁秘書第2147号

平成29年5月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月24日付け（同月25日受付，最高裁秘書第317号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所事務総局が，裁判官の再就職依頼及び情報提供（国家公務員法106条の2参照）をすることが禁止されているかどうか分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。